

第 2 期安堵町教育大綱

(案)

令和4年2月

はじめに

安堵町では平成28年2月に第1期安堵町教育大綱を策定し、本町の教育に関する基本的な計画として、教育・学術及び文化の振興に関する施策の取組方針を定め、教育行政の振興に取り組んでまいりました。

近年、本町においても著しく少子高齢化が進み、人口減少、環境問題、高度情報化など、地方公共団体を取り巻く状況が大きく変化しています。そうした中で安堵町では、令和4年度から令和13年度の10年間を計画期間とする新しいまちづくりの基本的な指針となる「第5次安堵町総合計画」を策定しました。

本計画では、まちの将来像である『小さくてもキラリ光る活力あふれるまち』づくりを達成していくため、次の4つの基本理念を定め、施策の展開を図っていきます。

- 【基本理念】
- ◆みんなが笑顔になれる安堵
 - ◆安全・安心に暮らせる安堵
 - ◆地域の魅力で人がつながる安堵
 - ◆明日を担う人・組織が育つ安堵

「教育に関する大綱」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき、本町の教育に関する基本的な計画として、教育、学術及び文化の振興に関する施策の取組方針を定めるものです。

本町では、第5次安堵町総合計画との整合性を図り、国の教育振興基本計画等を踏まえ、第2期安堵町教育大綱を策定しました。

基本理念

～明日を担う人・組織が育つ安堵～

安堵町に住むすべての人が、自らの生きる力を高め、目標に向かって成長しながら活躍できる社会の構築を目指します。

本町で育つ子どもたちが乳幼児期から学齢期にかけて、たくましく健やかに成長していけるように就学前教育・学校教育の充実に努めます。

また、住民一人ひとりが、生涯を通じて自身の興味・関心に応じて、学習活動や文化活動、スポーツ活動を楽しめるように生涯学習の振興に努めます。

さらに、お互いの多様性を認め合い、誰もがいきいきと暮らせる「ひとにやさしい社会」の実現に向けて、人権を尊重する教育・啓発活動を推進します。

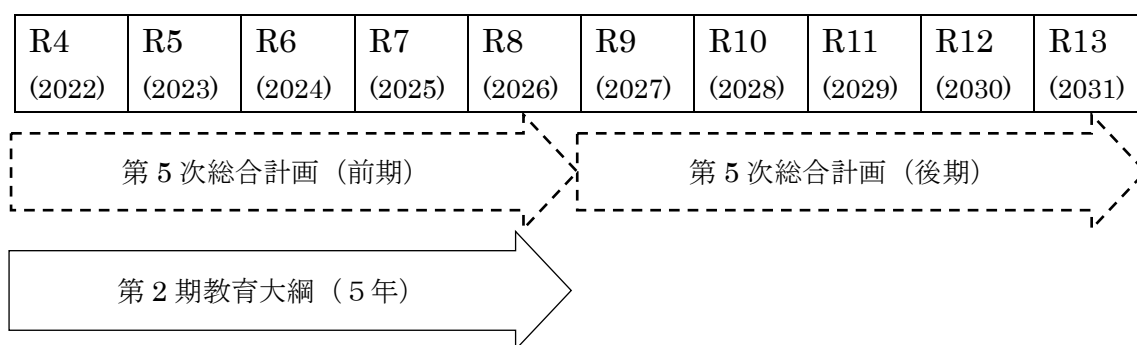
基本方針

1. 子どもの個性と能力を最大限に伸ばし、生きる力を育む学校教育を推進します。
2. 生涯を通して学びや活動に積極的に参画できる環境や仕組みづくりを推進します。
3. 安堵町の歴史ある文化の再発見と保存・継承活動に努めます。
4. 様々な人権課題への認識を深め、平等な社会を目指した人権教育を推進します。

計画の期間

令和4年度から令和8年度までの5か年を計画期間とします。

なお、必要に応じて、計画期間を通じ、内容を見直すこととします。



基本目標

- 1 主体的に課題を解決する能力を伸ばし、生きる力をつける
 - ・基礎学力の定着のための授業改善
 - ・子どもの多様な能力の育成
 - ・ICTを活用した教育の展開
 - ・読解力向上の推進
 - ・外国語教育、国際理解教育の推進
 - ・豊かな心を育む道徳教育の充実

- 2 安全・安心な教育環境をつくる
 - ・いじめ、暴力行為などへの徹底した取組
 - ・不登校児童生徒への支援
 - ・特別支援教育の推進
 - ・児童生徒の適応支援の充実
 - ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる相談体制の充実
 - ・学校施設設備の改善充実

- 3 小さくてもキラリ光る特色ある学校をつくる
 - ・地域ボランティアとの連携強化
 - ・地域の歴史や文化、伝統に触れる郷土学習の充実
 - ・地域との協働によるキャリア教育の推進
 - ・こども園、小学校、中学校を通して連携のとれた教育の推進
 - ・地域にひらかれたカリキュラムの創造、学校コミュニティ協議会の充実
 - ・新たな技術を活用した教育内容の特色づくり

- 4 生涯を通じた多様な学びの場をつくる
 - ・誰もが参加できる講座の開催
 - ・生涯学習・地域スポーツの推進
 - ・読書活動の推進
 - ・誰もが参加できる軽スポーツの普及推進
 - ・全国大会等への出場支援
 - ・社会教育施設の充実

- 5 地域の歴史文化を継承する
 - ・町内の文化財調査、保護の推進
 - ・地域の歴史の再認識と次の世代への継承
 - ・町出身の偉人の足跡を再認識し、内外への積極的な発信
 - ・灯芯ひき技術などの伝統文化の保存と伝承

- 6 様々な場での人権を尊重する教育を推進する
 - ・ジェンダー平等の推進
 - ・命の尊厳にかかわる教育の創造
 - ・多様性に配慮した教育の醸成